

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年2月18日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第18号

損害賠償の額の決定について

交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和3年12月21日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

1 相手方

京都西年金事務所

2 事故の概要

令和3年10月21日午前10時30分頃、年金用務のため京都市右京区西京極の相手方敷地内駐車場を徐行中、公用車防犯用スピーカーが誤って相手方建物2階部分の看板に接触し、看板が破損した。

なお、怪我をした者はなかった。

3 損害賠償の額

107,800円